

幸町小学校ほか36校への
太陽光発電設備導入事業（PPA）
募集要項

川崎市環境局
脱炭素戦略推進室

1 趣旨

本募集要項は、川崎市が所有する公共施設等に太陽光発電設備等を導入し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量を削減すると同時に災害時のエネルギーを確保することを目的として、PPA 方式による電力供給事業を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

また、本事業は環境省で進めている脱炭素先行地域づくりを推進するための事業であり、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（以下、交付金）が別途交付されるものとする。

2 事業概要

(1) 事業名称

幸町小学校ほか 36 校への太陽光発電設備導入事業（PPA）

(2) 事業場所

別添仕様書のとおり

(3) 事業期間

別添仕様書のとおり

(4) 担当部署

川崎市 環境局 脱炭素戦略推進室

3 交付金

本事業は、「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱」、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」及び「川崎市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金 交付要綱」に基づき、本市から事業者へ交付金（補助率 2/3）を交付するものとする。ただし、当該交付金の予算が不足する場合には別途協議とし、必要に応じて契約変更等をする場合がある。

4 参加資格

(1) 本市の「令和 5・6 年度業務委託有資格業者名簿」又は「令和 5・6 年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」に本事業に関連する業種で登録されている者又はヒアリング審査までに登録を得る見込みの者であること。なお、登録を得る見込みの者は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和 7 年 1 月 22 日までにを行うこと。

(2) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）であること。応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

(3) 専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。

(4) 本事業と類似の事業履行実績として、過去5年度の期間において実績を有すること（太陽光発電設備の設置を完了し、電力需給契約を締結している場合に実績を有することとし、記載は5件まで可とする）。なお、類似の事業とは、以下の事業をいう。

- ・民間を含めた PPA 事業
- ・企業、公共施設または土地等における、太陽光発電パネルの設置事業
- ・施設の屋上又は屋根等における 50kW 以上の太陽光発電設備等設置工事の請負又は発電事業

(5) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。

- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
- ・第一種、第二種または第三種電気主任技術者

上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。

(6) 以下のいずれの項目にも該当しないこと。

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 自治体との契約等において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後 3 年を経過した者については、この限りでない。

エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。

オ 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者

カ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反したと認められる者

キ 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 5 条）第 7 条の規定に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有している者

ク 川崎市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中にある者

5 提出書類

提出書類は、原則として、PDF ファイル形式等の電子データを CD-R 等の書き換え不可能な電子記録媒体に保存して提出する。ただし、以下(1)～(3)については紙媒体でも提出する。なお、本市が別途、他の書類の提出を求めることがある。

(1) 参加意向申出書

様式 1 に必要事項を記入し、提出する。

(2) 会社概要

様式 2 に必要事項を記入し、提出する。

(3) 参加資格に係る書類

以下の書類を添付すること。ただし川崎市の業者名簿登録がある場合については、下記ウ～エの書類は、提出不要とする。

ア 類似事業の契約書等の写し（契約が証明できる部分のみの写しで良い）

イ 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し

ウ 登記事項証明書、印鑑証明書

エ 納税証明書（国税・地方税等）

オ 賃借対照表及び損益計算書

カ 誓約書（様式 3）

(4) 企画提案書

ア 企画提案書提出届（様式 4）

イ 事業の実施内容（様式 5）

ウ 事業実施体制（様式 6）

エ 過去の類似業務実績（様式 7）

オ チェックリスト（様式 8）

6 企画提案書の内容

別紙仕様書及び「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別紙 1・先行地域対象事業要件）」に記載のある太陽光発電設備・蓄電池に関する交付要件を参照のうえ、以下の内容で作成すること。また、提案にあたっては、設備の導入可否に関わらず、別添仕様書に記載の全ての候補施設を対象とすること。なお、企画提案書の参考資料として、参加意向申出書を提出した事業者のうち、参加資格を有すると認めた事業者に対し、「別紙 1 参考資料」に示す電子データを交付する。交付方法については別途指示する。

(1) 事業の実施内容（様式 5）

ア 実施方針

提案の基本方針・概要・事業期間・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

イ 太陽光発電設備容量

各施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））を検討すること。なお、太陽光パネルは別途送付する屋上空きスペース面積（提案資格があると認めた者に対し提供する「別紙 1 参考資料」中の資料）内に設置することを条件とし、それ以外のスペースへの設置を提案する場合は、追加提案として想定設備容量には含めないこと。

ウ 蓄電池設備容量

(7) 各施設（既に蓄電池が設置されている施設含む）には、原則蓄電池の導入を必須

とする。

- (イ) 各施設における想定設備容量（蓄電池出力（kW）及び容量（kWh））を検討すること。主な使用目的は災害時の非常用（避難者の携帯電話の充電、災害対策に要する部屋の電灯、災害対策要員の使用するPCの電源等）とするが、平常時においては充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
- (ウ) 蓄電池設備の適切な設置場所について、浸水水位等を考慮した考え方を検討すること。

エ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- (ア) 各施設における想定自家消費電力量(kWh)及び自家消費率(%)を検討すること。検討にあたっては、全施設合計の自家消費電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。
- (イ) 温室効果ガス排出削減量は、全施設における1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は「温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度」（環境省）にて示されている「電気事業者別排出係数一覧（令和6年提出用）」の代替値にある0.429kg-CO₂/kWhを使用すること。

オ 設備設置仕様

- (ア) 太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。また、設置方法については、施設の屋上に外断熱が施工されている場合についても検討すること。その際、外断熱防水工法の種類として、①保護防水工法（ポリスチレンフォーム等）、②露出防水工法（ポリスチレンフォーム、硬質ウレタンフォーム、ポリエチレンフォーム、フェノールフォーム等）を想定し、そのそれぞれについて設置方法等を検討すること。なお、外断熱の材質により設置方法が変わる場合はそのそれぞれについても検討し、設置不可である場合はその理由を記載すること。ただし、外断熱の有無に関わらず、設置方法は原則アンカーを打たないものとする。
- (イ) 太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（基礎、パネル重量込み：単位kg/m²）を記載すること。
- (ウ) 想定する設置場所での設置方法は、JIS C8955に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であること。また、台風等の気象条件への耐久性、反射光による光害対策についても配慮すること。

カ 非常時・停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

- ・非常時・停電時のシステム構成図
- ・非常時・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）
- ・自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力（kW）

キ 自家消費料金単価（参考見積）

以下の点を含め、自家消費料金単価を提案すること。

- ・単価は事業期間中一定とし、本市より提示した上限価格をもとに提案すること。上限価格は、参加資格審査結果決定通知送付後に提示する。単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。
- ・単価は各施設一律、または施設ごとに提案するものとする。
- ・「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」(補助率 2/3) を活用した場合の額を示すこと。対象経費は「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 (別表 1-4・対象経費)」を参照すること。
- ・単価の計算根拠資料及び内訳構成 (工事費 (交付金を考慮した額)、維持管理費、撤去費等の内訳) を添付すること。
- ・単価は、本プロポーザルにおける提案条件として設定する。そのため、提案した単価が契約単価となるものではないので注意すること。契約単価は、PPA 事業者が事業実施に伴い負担する費用等を考慮のうえ協議により別途定める。

ク その他独自提案

以下の点を含め、その他独自提案をすること。

- ・余剰電力が生じた場合の、本市内における電力の地産地消に関する取組 (本市が過半出資して設立した地域エネルギー会社 (川崎未来エナジー株式会社) との連携の可能性など)
- ・環境教育に係る取組 (発電量や温室効果ガス排出削減量を把握するための設備など)
- ・自社における環境配慮の取組 (再エネ導入、EV 車導入、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action 加入等の実績・予定)
- ・人権の尊重、持続可能なサプライチェーンの構築に向けた、中立・公平を遵守した取組
- ・その他温室効果ガス排出量の削減に有効な取組

(2) 事業実施体制 (様式 6)

ア 事業実施体制図

イ 工事計画概要 (設備導入工程表)、実施体制 (本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載)、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

ウ 市内の業者の活用の提案 (活用予定の市内業者数)

エ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画 (定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等)、実施体制

オ 環境配慮に関する計画 (設備の設置、施工、維持管理等に関する施設周辺への配慮 (騒音・振動対策・安全対策等))

カ 代表事業者の経営状況 (5 年間) (貸借対照表、売上高経常利益率、流動比率、自己資本比率等)

キ 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画（借入比率等含む）

ク 故障、緊急時の対応体制図

ケ 事業期間中のリスク対策（損害保険の適用範囲、事業者が破綻した場合の事業継承先の有無、設備の導入・運転期間中及び撤去までにかかり設定するすべての保証内容、その他の対策等）

(3) 過去の類似業務実績（様式7）

過去の類似業務実績の概要を記載すること。また、実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること。（契約が証明できる部分のみの写しで良い）

(4) チェックリスト（様式8）

様式5～様式7に記載をした事項に○をつけ、一部事項についてはその概要を記載すること。

7 企画提案書作成にあたっての留意事項

- ・業者が特定できる要素の記載については禁止とする（企業名・ロゴ等の記載）。
- ・枚数に制限は設けないが、提案書は「6 企画提案書の内容」の項目に沿って簡潔に記載し、提案書全体を通じたページの通し番号を付すこと。
- ・文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- ・提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ・言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- ・表紙をつけ、表題を記載すること。
- ・提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。
また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

8 提出方法等

(1) 提出の形式

提出書類（参加意向申出書、会社概要、参加資格に係る書類、企画提案書）は、原則として、PDFファイル形式等の電子データをCD-R等の書き換え不可能な電子記録媒体に保存し、直接持参又は郵送とする。ただし、参加意向申出書、会社概要、参加資格に係る書類については紙媒体でも提出する。

(2) 提出期限

ア 参加意向申出書、会社概要、参加資格に係る書類

令和7年1月22日 17時（必着）

- ・提出が無い者からの企画提案は受け付けない。
- ・参加資格の審査を行い、令和7年1月31日までに結果を提案資格確認結果通知書（様式9）により通知する。

- ・提案資格があると認められた者に対し、「別紙1 参考資料」に示す資料を提供する。
- ・参加意向申出書提出後に参加を取りやめる場合は、辞退届（様式 10）を提出すること。

イ 企画提案書

令和7年2月21日 17時（必着）

(3) 提出場所

住所 : 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎21階
担当課 : 環境局 脱炭素戦略推進室
担当者 : 大和田、坂田、森田
電話 : 044-200-1223
FAX : 044-200-3921
電子メール : 30dtanso@city.kawasaki.jp

9 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、質問書（様式 11）を提出するものとする。

(1) 質問受付

ア 受付期間

令和7年1月8日～令和7年2月6日 17時

イ 提出方法

電子メールで提出するものとし、電子メールの件名は「幸町小学校ほか36校への太陽光発電設備導入事業（PPA）募集要項に関する質問」とすること。また、電子メール送付後、電話により提出先へ確認すること。

ウ 提出先

担当課の電子メールアドレスに提出すること。

(2) 回答

令和7年2月14日 17時までに、本市ホームページ上にすべての質問に対する回答を掲載する（質問を行った法人名等は公表しない）こととし、口頭による個別対応は一切行わない。また、提出期限までに到着しなかった質問および回答に対する再質問に対しては、原則回答しない。

10 企画提案の審査・スケジュール

企画提案は、「公共施設への太陽光発電設備導入事業（PPA）プロポーザル評価委員会」（以下、プロポーザル評価委員会という。）において審査する。本市は企画提案内容について書類審査を行い、全ての応募者に対し、企画提案書に記載の電子メールアドレスに結果を通知する。その後、書類審査通過者による企画提案書類についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

また、プレゼンテーション及びヒアリングの実施に際しては事前に書面により事業者
に質問を行うことがあるため、その際は書面により回答すること。

審査に当たっては、プロポーザル評価委員会の各委員が「別紙2 評価基準」に基づき
採点し、最も優れた企画提案者を本件業務の事業予定者として決定する。合計評価点が同
点の場合は、提示された自家消費料金単価がより廉価な応募者を優先交渉権者とする。自
家消費料金単価も同額の場合は評価委員長の判断により優先交渉者を決定する。

企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、各委員の評価点の合計が180点
満点で換算したときに108点/180点を超える場合には事業予定者として選定する。

(1) スケジュール

本企画競争実施に係るスケジュールは次のとおり予定している。

	項目	日程
1	企画競争実施の告示	令和7年1月8日
2	質問受付	令和7年1月8日～ 令和7年2月6日
3	参加意向申出書、会社概要、参加資格に係る書類の提出期限	令和7年1月22日
4	参加申請書提出者あてに参加資格審査結果決定通知、別紙1の参考資料の送付	令和7年1月31日
5	質問受付期限	令和7年2月6日
6	質問に対する回答のホームページへの掲載	令和7年2月14日
7	企画提案書の提出期限	令和7年2月21日
8	ヒアリング審査	令和7年3月上旬（予定）
9	事業予定者の発表（審査結果通知）	令和7年3月中旬（予定）
10	協定書の締結	令和7年3月下旬（予定）

※スケジュールは都合により一部変更になる可能性がある。

(2) ヒアリング審査

ア 日時

令和7年3月上旬

イ 会場

川崎市役所内会議室（予定） ※日時及び会場の詳細は別途通知する。

ウ 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。説明にPC等を用いる場合は、提案者のPC等を持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーン等は本市にて用意する。

エ 発表時間について

プレゼンテーション20分、質疑20分程度とする。なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

(5) 選定結果の通知、結果に対する質問

選定結果は、ヒアリング審査後、参加者全員に速やかに選定結果通知書（様式 12）により通知する。

(6) 契約の締結について

選定した事業予定者と仕様書に基づき詳細を協議し、詳細設計等の事業者自らが事業の安全性等を確認した書類について本市の確認を受けたのち、契約を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、プロポーザル評価委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

11 その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は本市に帰属する。

イ 提案者は、本市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

エ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、川崎市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

(3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。

(4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため本市と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

12 失格要件

参加意向申出書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。

(2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(3) 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

(4) 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであ

ると認められるとき

- (5) その他、プロポーザル評価委員会が不適切と判断したとき。

13 Summary

- (1) Goods/services to be procured

The installation and servicing of photovoltaic power generation equipment for Saiwaicho Elementary School and 36 other schools under a Power Purchase Agreement (P.P.A.)

- (2) Proposal submission deadline

5:00 p.m., February 21th, 2025

- (3) For inquiries, please contact:

Decarbonization Strategy Promotion Office, Kawasaki Environment Protection Bureau, Kawasaki City, Kanagawa 210-8577

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa, 210-8577 Japan

TEL: 044-200-1223

別紙1 参考資料

- 1 参加意向申出書を提出した事業者のうち、参加資格を有すると認めた事業者に対し、交付する電子データ
 - ・施設一覧詳細（契約電力、予定使用電力量、屋上空きスペース面積、屋上防水仕様など）
 - ・各施設の屋上空きスペース図
 - ・屋根耐荷重（本市学校施設の一般的な値）
 - ・屋上写真
 - ・1年間の電力使用量の30分値
 - ・自家消費料金の上限額

- 2 本市の主な計画等
 - ・川崎市環境基本計画
<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-1-0-0-0-0-0-0-0.html>
 - ・川崎市地球温暖化対策基本計画
<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000133741.html>
 - ・川崎市地域防災計画
<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/15-3-40-1-2-0-0-0-0-0.html>
 - ・川崎市津波ハザードマップ
<https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000046474.html>
 - ・川崎市洪水ハザードマップ
<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000018174.html>
 - ・川崎市内水ハザードマップ
<https://www.city.kawasaki.jp/800/page/0000125074.html>

- 3 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に関する要綱等
 - ・二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別紙1・先行地域対象事業要件）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別表1-4・対象経費）
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/>
 - ・川崎市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金交付要綱
<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000152286.html>

別紙2 評価基準

評価項目		評価の視点	配点
1. 技術提案	実施方針	実施方針、システム構成図等に具体性及び妥当性があるか。	5
	導入設備	太陽光発電設備容量(kW)、パワーコンディショナ最大定格出力(kW)に関する具体提案があるか。	5
	〃	蓄電池設備出力(kW)、蓄電池設備容量(kWh)に関する具体提案があるか。設置の考え方に工夫はあるか。	10
	〃	自家消費率(%)、二酸化炭素排出削減量(t-CO ₂)の大きい提案となっているか。シミュレーション等は妥当か。	15
	設備設置仕様	太陽光発電設備の設置場所、設置方法(外断熱が施工されている場合含む)、設備仕様、単位面積当たりの重量は妥当か。	15
	〃	風圧・積雪・地震等に耐えうる構造か。台風等への耐久性、反射光による光害対策は妥当か。	10
	災害等、非常時利用の内容	実用性の高い提案がされているか。	10
	創意工夫	余剰電力の地産地消の手法について、創意工夫がなされているか。	15
		環境教育に係る取組(発電量や、温室効果ガス排出削減量を把握するための設備など)に関して創意工夫がなされているか	5
		自社への再エネ導入、EV車導入、RE100、再エネ100宣言 RE Action加入等の環境配慮の取組はされているか。	5
		人権の尊重、持続可能なサプライチェーンの構築に向けた、中立・公平を遵守した取組はされているか。	5
	その他温室効果ガス排出量の削減に有効な取組について、創意工夫がなされているか	5	
2. 実施体制	工事遂行能力	実施体制、施工スケジュールは妥当か。	5
	市内業者の活用	市内事業者の活用はなされているか。	10
	業務遂行能力	維持管理・メンテナンス等の計画、実施体制は妥当か。	5
	環境への配慮	施設周辺への配慮(騒音・振動対策・安全対策等)は妥当か。	5
	財務状況	財務状況について、経営状況、資金調達等に問題がないか。	10
	事業期間中のリスク対応	事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか	10
3. 実績	類似実績	過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか。	10
4. 電気料金(概算単価)		電気料金は妥当か。	20